

2022-12-20 第20回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会

13時26分～15時05分

○消費者庁（尾原） それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、ただいまから第20回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本懇談会の事務局を務めております、消費者庁消費者政策課の尾原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の懇談会は、リモートでも開催しております。

それでは、開会に当たりまして、大串副大臣より御挨拶をいただきたいと思います。副大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大串内閣府副大臣 御紹介いただきました、消費者庁担当・内閣府副大臣の大串正樹でございます。

山本座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の第20回会合の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、その深刻化した状況を踏まえ、多重債務問題改善プログラムに基づき、本懇談会において構成員の皆様から御指導いただきながら、関係省庁が連携して対応してまいりました。その結果、多重債務に関する消費生活相談件数は減少傾向にあります。これは、構成員の皆様をはじめ、関係の皆様の御尽力の成果であると、感謝を申し上げるところでございます。

本日は、関係省庁から多重債務問題の現況やヤミ金融への対応状況等について御報告するとともに、構成員の皆様から現場の実情等について御説明いただくものと伺っております。

多重債務問題をめぐる状況に対応した取組を今後も進めていくことができるよう、構成員の皆様からの引き続きの御協力と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○消費者庁（尾原） 大串副大臣、どうもありがとうございました。

なお、大串副大臣におかれましては、この後、他の公務がございますので、ここで御退席されます。

（大串内閣府副大臣 退室）

○消費者庁（尾原） それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。報道関係の方、御退席いただきまして、傍聴の会議室へ御移動をお願いいたします。

それでは、続けさせていただきます。本日の出欠状況ですが、杉浦構成員は御都合により御欠席となり、10名の構成員の方々に御出席いただいております。

次に、本日の資料につきまして、資料1から資料3までが関係省庁説明資料、資料4から資料9までが構成員の皆様に御発表いただく資料となっております。

なお、事務局からのお願いでございます。資料の御説明や御質問の際には、例えば資料1の1ページという形で、該当部分についての御発言が分かるように御配慮いただければ幸いでございます。

事務局からの事前の御説明は以上でございます。

ここから先は山本座長に進行をお願いできればと思います。山本座長、よろしくお願ひいたします。

○山本座長 座長の山本でございます。皆さん、こんにちは。

それでは、議事次第に沿って議事を進行させていただきます。まず、議事次第3になりますが、「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」、関係省庁から御報告をいただきます。引き続きまして、議事次第4「意見交換」としまして、資料を御提供いただいている倉中構成員、竹島構成員、新里構成員、野崎構成員、松本構成員、村上構成員に御提出いただいた資料に沿って御報告をいただきたいと思います。その後、これら御報告に対する質疑応答も含めまして、「意見交換」の時間を設けたいと考えております。全体で15時まで1時間半程度を予定しておりますので、皆様の円滑な審議への御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事次第3「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」に入ります。資料1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁及び消費者庁のほうから御報告をお願いいたします。

○金融庁（満永） 金融庁信用機構企画室長の満永でございます。

資料1の1ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たりの残高と複数件の借入残高がある方の人数の推移を示しております。

折れ線グラフは、1人当たりの借入残高、オレンジ色の棒グラフは、3件以上の借入れのある人数、青色は、このうち5件以上の借入れがある人数を示しております。

グラフ全体の推移を見ますと、近年はおおむね横ばいで推移している状況でございますが、一番右の数字、直近を見ますと、若干増加しておりますので、これらの動向は今後も注視していく必要があろうと考えております。

続きまして、2ページ目は、月別で1人当たり残高や人数の推移を示しております。

一番右のグラフが今、御説明した部分でございますが、こちらの動向につきましても注視していく必要があろうと考えております。

3ページを御覧ください。3ページ目は、御参考として、多重債務の相談対応に関する取組でございます。

例年9月から12月末までは、多重債務者の方々からの相談対応の強化期間といたしまし

て、都道府県や弁護士会、司法書士会など関係の皆様の御協力を得まして、相談対応や連携の充実に取り組んでおります。

また、この期間に合わせまして、相談窓口の周知にも努めており、Twitterを通じた広報のほか、ポスターの掲示や金融庁の広報誌などを通じまして、相談窓口の周知に取り組んでいるところでございます。

1ページ目から3ページ目の説明は、以上でございます。

○消費者庁（大木） 続きまして、4ページ目でございます。消費者庁消費者政策課、大木が御説明させていただきます。消費者庁からは、多重債務に関する消費生活相談の概況について御説明させていただきます。

こちらのグラフは、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を通じまして全国の消費生活センターから寄せられた多重債務に関する相談件数の推移となってございます。こちらのデータにつきましては、2022年10月31日の登録分までとなってございます。2012年以降、件数は右肩下がりとなっておりまして、直近、2021年度では2万348件、2022年度では10月末時点で1万407件という数値の結果となってございます。

次に、5ページ目でございますが、こちらは相談件数の月別の推移を表しております。最近では、毎月2,000件弱で推移しているという状況でございます。

4ページ、5ページにつきましては、以上です。

○金融庁（小畠） 金融庁貸金業室長の小畠でございます。

私のほうからは、資料1の6ページ、項目3番の新たな手口のヤミ金融等への対応について御説明申し上げます。

近年、商品の売買を装って金銭の貸付けを行う者など、新たな手口のヤミ金融が広がりを見せております。これらは、ヤミ金融である、またはそのおそれがあるということ、つまり、手を出すと違法な高金利とひどい取立てで、生活が破綻することもあるのだということを知っていないと、目先のお金欲しさについ手を出してしまうこともあると思いますので、まず、知って理解してもらうことが重要だと考えております。

このため、新たなヤミ金融の手口やそのリスクについて、下段左側にありますように、LINE広告やアクセスFSAという金融庁広報誌を活用いたしまして、広く一般への注意喚起を行っております。

特に、LINE広告では、全世代を対象とした注意喚起を行うとともに、本年4月の成年年齢引下げを踏まえまして、若年層をターゲットとした注意喚起も行っております。成年年齢引下げ後、若年者からの過剰借入れに関する苦情等は特段確認されておりませんが、引き続き、貸金業者のモニタリング、またこうした注意喚起をしっかり行ってまいりたいと思っております。

次に、SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの対策について御説明いたします。これまでもこの懇談会の場で御紹介している取組でございますけれども、TwitterあるいはInstagramといったSNSにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対しまして、

金融庁公式アカウントから、このページの右下に記載してあるような内容を直接返信することで、個別の注意喚起も行っております。こうした直接返信による注意喚起を、これまで累計1,000件を超えて実施しております、約8割のアカウントが削除あるいは凍結されるなどの効果が見られるところでございます。今後も積極的に注意喚起の取組を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○金融庁（坂本） 金融庁監督局銀行第一課の坂本でございます。

私からは、銀行カードローンに関して御説明させていただきます。

資料、7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。今年6月の懇談会の際にお示ししたものを、足元のデータについて更新しております。2017年度末の5.8兆円をピークに、貸出残高の減少が続いております。

続けて、8ページを御覧ください。こちらは、カードローン保証を行っている貸金業者が、代位弁済により取得した求償権の残高の推移を記載しております。こちらも2019年度末の3,394億円をピークに減少に転じている旨を御報告してまいりましたが、その傾向が続いております。引き続き、これらの推移を注視してまいります。

銀行カードローンについての御説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について警察庁から御報告をお願いいたします。

○警察庁（平居） 警察庁生活経済対策管理官の平居と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、ヤミ金融事犯の検挙状況等について、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

まず、番号1の検挙状況の推移と、番号3の携帯電話対策の状況、番号4の金融機関への情報提供の状況につきましては、前回の懇談会の資料と同一内容でございますので、説明を省略させていただきまして、番号2の主な検挙事例のところについて御説明申し上げたいと思います。ここにつきましては、前回の懇談会で紹介した検挙事例以降に全国の警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例を載せております。

まず、1つ目のクレジットカード利用による商品売買を仮装した出資法違反事件について御紹介いたします。

この事例は、古物売買業などを営む会社役員らが、クレジットカード現金化サイトを運営し、融資を申し込んできた顧客に対し、まず、実在しない商品の購入代金としてクレジットカード決済させ、その後、その商品を買い戻すとの名目で金銭を交付しております。この金銭の交付が貸付金になります。そして、後日、クレジットカードで決済された金額が請求されてまいりますので、この請求金額が貸付金よりも高額なものに設定されており

ますので、その差額が利息相当分ということになります。この事案では、全国の顧客約5900人から約9億5,000万円が利息相当分として受領されております。

令和4年6月に会社役員ら7人を出資法違反（高金利受領）で検挙しております。

次に、給与ファクタリング・商品代金後払いを仮装した貸金業法違反等事件の事例を御紹介いたします。

この事例は、無登録で貸金業を営む男らがインターネット広告を利用し、当初、給与債権の買取りを装っておりましたけれども、金融庁から給与ファクタリングは貸金業に該当するという見解が示された後、いわゆる後払い現金化の手口に変わっております。具体的には、まず、情報商材を代金後払いの約束で購入させます。この情報商材は、もちろん無価値なものでございます。その後、掲示板等に口コミを書き込むと、その報酬として現金がキャッシュバックされます。掲示板に1文字でも書けばキャッシュバックされるというシステムになります。これが貸付金です。その後、情報商材の代金を後払いさせます。顧客が後払いする代金は、報酬としてキャッシュバックされた金額よりも高額になりますし、その差額が利息相当分ということになります。

この男らは、融資を申し込んできた全国の顧客延べ6,800人ほどに対しまして、法定利息の約57倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済金は業者の事務所に現金書留で郵送させるという方法によりまして、元利金合計約2億8,000万円を受領しております。

令和4年7月までに、無登録で貸金業を営む男ら5人を貸金業法違反等で検挙しております。

最後に、商品代金後払いを仮装した出資法違反等事件の事例を紹介いたします。

この事例は、飲食店経営者らがインターネット広告を利用し、融資を申し込んできた全国の顧客約7,400人に対し、法定利息の約34倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義の口座に振り込ませるという方法によりまして、元利金合計約8億円を受領したものでありますし、その手口は先ほどの事案とほぼ同じになります。

令和4年10月までに、飲食店経営者ら13人を出資法違反、高金利受領等で検挙しております。

なお、先ほどの事案が貸金業法、この事案が出資法と、適用した罪名が異なっておりますけれども、これは具体的な事案に即した擬律判断を行った結果ということになります。

資料に関する説明は以上でございます。

ヤミ金融事犯に関しましては、ヤミ金融業者も警察に検挙されないために様々な手段、方法、対策を講じてきておるというのが実態であります。例えば、資料にはございませんけれども、警察で受理しておりますヤミ金関連の相談のうち、非対面型、つまり顧客と貸し手が一度も対面しないで行われる融資についての相談が約8割を占めている現状にございまして、ヤミ金融の大半が非対面型で行われていると考えられます。これが捜査を混乱させている一因となっております。

警察といたしましては、巧妙な擬装工作を講じるヤミ金融業者についても、各関係機関

等と連携しながら適切に取締りを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、御支援と御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

引き続いて、前回の懇談会で御指摘のありました投資サークルの件について御説明申し上げます。

投資サークルという言葉にからつとした定義はないと思いますけれども、投資で一もうちようという人の集まりという意味合いだと思います。そういったサークルの中には、もちろん健全なものもあるのかもしれませんけれども、参加者から金銭をだまし取る目的で設立されるものもあります。

一例として、警視庁が検挙した、暗号資産での出資勧誘による金商法違反の事件を紹介いたします。

この事案は、投資グループの運営者らが講演会やオンラインセミナーを開催し、例えば次のような説明を行っております。グループ傘下の投資運用会社が暗号資産の取引所間の価格差を利用した自動取引で利益を生み出すとか、出資した暗号資産を充当する事業から生じる収益の配当を受けることができる。このような説明自体、いかにもうさんくさいわけでありますけれども、いわゆるマルチ商法のように上位会員が新規会員を獲得するという手口で、警戒心の乏しい若者を次々に会員としてきております。その結果、投資運用会社の専用アプリ登録アカウント数は少なくとも10万件、暗号資産での出資総額は約650億円相当にもなりました。

当初、出資者への配当は暗号資産で支払われておりましたけれども、出資者が増えるにつれ、口座から配当金を引き出せなくなるトラブルが相次ぎ、出資者の中には、上位会員から追加投資を迫られた末、消費者金融から資金を借入れた者もおりました。この種の事案では、SNSを通じて構築した交遊関係や、先輩・後輩といった人間関係を利用して出資者を拡大するが多く、その他の事情と複合的に絡んで被害拡大するものと考えられます。

警察といたしましては、このような被害を発生させないために、特定商取引法や金融商品取引法等の法律に、所管行政庁や関係団体による措置が定められておりますので、連携した対応が重要であると認識しており、その上で刑事事件として取り上げるべきものがありましたら、法と証拠に基づき、厳正に対処していく所存であります。

以上、警察庁からの報告を終わります。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3の「生活困窮者自立支援制度の動向」につきまして、厚生労働省のほうから御報告をお願いいたします。

○厚生労働省（余語） 厚生労働省の生活困窮者自立支援室の余語と申します。

資料3について御説明させていただきます。基本的には、前回6月の懇談会以降の動きを中心に御説明させていただければと思っております。

まず、1ページでございますけれども、生活困窮者自立支援制度全体の概要ということで、こちらは前回につけた資料と同様でございます。

続きまして、2ページでございます。緊急小口資金等の特例貸付の実施ということで、令和2年3月以降、新型コロナの影響を受けて収入が減った方の生活支援策ということで実施してまいりました。

一番左上の四角の枠囲みのところを御覧いただければと思いますが、緊急小口資金、それから総合支援資金の申請受付期限につきましては、社会経済活動が動き出したということもございまして、令和4年9月末で終了したところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

この特例貸付の借入金につきまして、返済のほうが、一番上の四角の①のところになりますが、据置期間の延長ということで、緊急小口資金、総合支援資金、3回借りられますが、初回分につきましては、据置期間が令和4年12月末までということになっておりまして、この緊急小口資金、総合支援資金の初回の返済が令和5年1月から始まるということございます。

②のところでございますけれども、この貸付の、令和5年1月から始まります緊急小口資金、総合支援資金の初回分の返済につきましては、令和3年度、または4年度が非課税の場合には償還を免除するということになっておりまして、現在、都道府県社協のほうで借受人への案内、それから償還免除の審査決定、また償還の御案内のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページでございます。令和5年1月以降、償還が始まって以降も、こちらに記載にありますような要件に該当する場合、例えば令和3年度または4年度が住民税の課税対象であったとしても、令和5年度以降、住民税非課税になった場合、あるいは生活保護を受給するような場合、また死亡した場合には、今後の残債について一部を免除する等の取扱いを行うこととしております。

5ページでございます。こちらは、10月28日付で出させていただいた償還猶予の取扱いについてということでございます。償還免除にならない方で、これから償還が始まる方につきましても、生活が苦しい等の理由によって償還が困難な場合があろうかと思います。そういう場合に、猶予できるような取扱いということで、要件のほうを通知させていただいております。

(1) が、猶予が認められる事由になりますけれども、こういう事由に該当する場合に、原則1年間、償還を猶予するということになります。

備考の2つ目の○のところを御覧いただければと思いますけれども、猶予して、その1年の間、状況が変わらないと、またその翌年、同じ状況が続きますから、生活再建に向けた必要な支援を適切に行うということで、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における支援を受けていただくように御案内していくことにしております。

それから、6ページでございます。こちらも10月28日付で、自治体・社協にお願いしているところでございます。償還免除を行った方、それから償還免除に至らないものの、償還困難な借受人、こういった方々につきましては、もともとの生活が困窮している場合が

多いということもありますので、そういった方に対して、しっかりとフォローアップ支援といいますか、生活再建に向けた支援につなげていくように、自治体・社協のほうにお願いしているところでございます。こうした支援の中で、多重債務等がある場合には、法テラスあるいは弁護士会等々の関係機関ともしっかりと連携をお願いしているところでございます。

7ページでございます。こちらは、生活困窮者自立支援金という、特例貸付を借り終わった方で、なお生活が困窮している方に対する給付金がございますけれども、こちらの制度につきまして、下のほうの支給期間、少し太字になっておりますけれども、令和4年9月末から12月末へ申請期限を延長とございますけれども、こちらにつきましては、特例貸付が9月末で終わって、12月末までには新たに借り終わる方が皆さん終わるということもありまして、12月末で終了するという予定でございます。

それから、8ページ、住居確保給付金の支給ということで、こちらは家を失われた方、また失うおそれがある方に対して、求職活動していただくことを要件に、その間の家賃補助をするという制度でございます。

下の枠囲みのところで赤字になっているところがございますけれども、ここ部分がコロナの関係で特例措置として設けているということでございまして、もともと9か月の支給期間のところを、さらに3か月、再支給を可能とする。あるいは、職業訓練受講給付金という制度がございますが、そちらとの併給を可能とする。こういった取扱いをコロナの特例として実施しているところでございます。

こちらにつきましては、赤字にありますように、12月末までの申請期限を令和5年3月末まで延長することとしてございます。

9ページでございます。こちらは、10月28日に閣議決定されました総合経済対策の抜粋になります。

下のオレンジの網かけのところになりますけれども、こちらのほうで、借受人の状況に応じて、きめ細やかなフォローアップをプッシュ型で行うとともに、償還免除や償還猶予の積極的活用など、柔軟な相談支援等を行うための体制強化ということが盛り込まれておりますし、続く10ページでございますけれども、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金という自治体向けの予算を、今回の補正予算のほうで確保いたしまして、先ほど申し上げました自治体のほうの支援体制の強化等に当てられるよう措置をしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、これより議事次第4の「意見交換」に移りたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、資料を御提供いただいている倉中構成員、竹島構成員、新里構成員、野崎構成員、松本構成員、村上構成員の順で資料についての御紹介をいただきたいと存じます。時間の都合上、恐縮ですけれども、お一人5分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず、倉中構成員、よろしくお願ひいたします。

○倉中構成員　日本貸金業協会の倉中でございます。多重債務発生防止への取組及び成年年齢引下げに係る取組につきまして御報告をいたします。

お手元の資料の2ページを御覧ください。多重債務発生防止への取組み【概要】となっています。

様々なお客様の声を分析しまして、未然防止対策と多重債務化の防止対応ということで、①～⑤の取組を行っております。

次ページ、3ページを御覧ください。指定紛争機関である貸金業相談・紛争解決センターの概要と、相談等についての言葉の定義をさせていただいておりますが、説明は割愛します。

続きまして、4ページを御覧ください。4ページは、本年度上半期と昨年度上半期の相談受付件数等の状況でございます。

内容について、ポイントを絞り御説明させていただきます。

文章としては、次ページ、5ページに詳細を書かせていただいておりますが、後で御覧いただくとして、今から御説明させていただくことにつきましては、4ページの表を皆様御覧いただいて、お聞きいただければと思います。

相談全体としましては、前年度上半期と比較しまして700件の減少となっております。相談の内訳としましては、縦にございますが、一般相談では、融資関連が138件増加しているものの、それ以外の項目が減少した結果、小計では25件の減少となっています。

融資関連で増加した主な相談内容は、借入先を紹介してほしいという借入れに関する相談。

多重債務関連相談では、返済困難が115件増加しているものの、貸付自粛が微増、ヤミ金融・違法業者関連が94件減少した結果、小計では33件の増加となっています。

返済困難で増加した主な相談内容は、ギャンブル、買物、遊興費、飲食費等の支出増加により返済困難となり、どうしたらよいかなどの御相談が増加しました。

その他、大きく減少したものは、協会等相談窓口案内への誤認電話で、708件減少しました。従来、特定の協会員のホームページの電話番号の記載方法に問題がありまして、協会員のお電話と誤認されたお電話を多数受電しておりましたが、これの変更をお願いすることで減少したということです。

それから、新型コロナウイルスに関連した相談は、括弧書きで示しておりますけれども、現状では自然災害ガイドラインのコロナ特則など、各協会員が相談者に寄り添った対応ができております、本年度も減少傾向です。

また、苦情受付は、主に電話対応に対するものであります、平成28年度より協会員に対してカウンセリング的手法を用いた顧客対応研修を提供してきました結果、年々改善されまして、本年度上半期も前年と同様4件と、大幅な変化はございません。

続きまして、6ページにお進みください。（3）です。本年4月1日から成年年齢が18

歳に引き下げられたことにより、懸念されます若年層の金融に関するトラブルに対応するため、集計・分析した結果です。なお、ここでは24歳以下を若年層として定義しております。令和4年度上半期の若年層に関する相談は、前年度と比較して18件減の253件でした。そのうち10代に関する相談は、これも括弧書きしておりますが、43件で、相談全体の17%。相談が多かった分類は、貸付自粛138件、次いで返済困難60件でした。これら上位を占める件数は、前上半期と変わっておりません。

続きまして、7ページにお進みください。（4）ヤミ金融・違法業者相談につきましては、昨年同期と比較して94件の減少となっております。

ヤミ金融との接触端緒としましては、相談者が自らネットにて検索し、接点を持つことが、昨年度より引き続き上位となっております。

なお、対策としましては、下段記載のとおり、警視庁への情報提供を含む、様々な注意喚起等を行っております。

続きまして、8ページを御覧ください。（5）は、協会独自の生活再建支援カウンセリングであります。多重債務の再発防止を目的としており、家族の方からの相談も受けているのが特徴です。

カウンセリング終了者からは、下段の生の声に記載しておりますとおり、感謝の言葉をいただいており、多重債務の再発防止に重要な役割を果たしていると考えております。

9ページにお進みください。これも、協会設立当初から多重債務問題解決の一環として行っております貸付自粛制度でございます。御案内のとおり、貸付自粛の申請を受けた場合に、個人信用情報機関へこれを登録することによって、借りられない状態をつくるという制度でございますが、平成30年からは、ギャンブル等依存症対策推進の強化の一環として、幅広く利用促進に取り組んでまいりました。

9ページの表は、令和2年4月からスタートしました貸付自粛のウェブの受付を、令和元年と比較したものでございます。現在、全体の70%がウェブでの受付となっておりまして、これはコロナウイルス感染予防対策にも寄与したと考えております。

次、10ページにお進みください。10ページは、貸付自粛の登録状況でございます。

昨年度の上半期と比較しまして93件増加しております。登録全体1,257件のうち、546件がギャンブルを起因としての登録となっておりまして、最多です。ギャンブルの種類の内訳につきましては、下段右にございますので、後ほど御覧ください。

11ページに参ります。貸付自粛の撤回状況です。撤回といいますのは、（2）の③に記載しているような要因でございます。昨年度の上半期と比較しまして、撤回は8件減少しております。特に注目するところとしましては、貸付自粛を登録することで、最下段の表に記載しておりますとおり、登録時に抱えておりました問題が改善され、効果があったということが確認されておりまして、多重債務問題の解決の一端としての役割を果たしていると考えております。

12ページにお進みください。

(1) は、貸付自粛制度の周知活動の状況です。詳細につきましては後ほど御覧いただきたいと存じますが、今後も各関係機関と連携しまして、様々な形での貸付自粛の周知活動に努めたいと考えております。

また、(2) は、成年年齢引下げに係る金融トラブル防止に対する取組状況でございます。詳細につきましては、後ほど、項番5、成年年齢引下げに係る取組の中で説明させていただきます。

続きまして、13ページから14ページを御覧ください。当協会が行っています金融経済教育活動の取組です。

啓発ツールの配布、出前講座、成年年齢引下げを踏まえた若年者向けの周知活動を、関係機関と連携しながら推進いたしました。下半期においても、成年年齢引下げに対応した若年者・親権者への金融経済教育の推進、及び脆弱な年齢層となる高齢者への特性に配慮した予防教育を実践するための施策に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、15ページから16ページを御覧ください。出前講座の上半期の状況です。

下半期は、予防教育の数が、高校、大学、親権者、または教育職員向けに、民法の改正、家計管理、ローン・クレジット、金融トラブル事例と防止策、対象方法についての出前講座を20回以上開催する予定となっております。

17ページを御覧ください。ヤミ金融・違法業者の相談事例でございます。後ほど御覧ください。

続きまして、18ページは、若年層に関する、同じく相談事例でございます。これも後ほど御覧ください。

続きまして、19ページ、20ページを御覧ください。こちらは、貸金業相談・紛争解決センターと、ヤミ金融被害防止のリーフレット。あるいは、金融トラブル被害防止に関する周知活動の取組を、小さくなっていますけれども、掲載しております。

続きまして、21ページを御覧ください。成年年齢引下げに係るこれまでの取組について説明申し上げます。

成年年齢引下げへの対応ですが、本年9月から10月にかけて、協会員の貸付実態、貸付方針に対しまして、6回目となる調査を実施いたしました。資料御覧のとおり、10月以降、貸付対象とされる協会員は83社となっております。本調査の結果は、引き続き社内規則の整備状況の確認や報告の適切性の検証。さらに、監査対象先の選定などに活用してまいりたいと思います。

22ページを御覧ください。資金需要者向けの取組についてでございます。

啓発パンフレットの設置、若年者や周辺関係者に対しての出前講座実施。また、You Tubeによる若年者向けの啓発動画の配信など、活動を継続するとともに、ホームページや広報誌を通じまして幅広く活動しております。現時点におきましては、特段の問題は発生していないと認識しておりますが、引き続き、協会員のガイドライン遵守状況を確認するとともに、教育・啓発活動の推進によりまして、地道に取り組んでまいります。

報告は以上となります、今後も情報収集、分析、情報提供、周知活動に積極的に取り組んでまいりることで、多重債務発生防止に努めたいと思っております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○山本座長 倉中構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、竹島構成員、よろしくお願ひいたします。

○竹島構成員 よろしくお願ひいたします。

私のほうは、自殺予防、メンタルヘルスの観点から、3点お話ししたいと思います。

1つ目だけ資料がございます。2022年11月4日～5日に、統計数理研究所の共同研究集会として、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行後における自殺予防・遺族支援のあり方に関する学際的研究集会－自殺対策の持続可能な発展に向けて－」を開催いたしました。流行後と書いてありますのは、まだ流行中であることは分かっているのですけれども、流行後に向けての備えという考え方でございます。この研究集会は、新型コロナウイルスの世界的流行後と自殺対策基本法施行20年に目を向けて、持続可能な自殺予防・自死遺族支援構築のための報告と意見交換を行ったものです。

この研究会の中では、自殺対策の体制整備は市民の貴重な財産であること。ミクロとマクロを対立軸にしないシステムやコーディネーター機能の充実が必要であること。自殺対策における学び合いと尊重の風土づくりの醸成が重要であることの認識を共有いたしました。2月くらいに概要をまとめて公開の予定ですので、多重債務対策に関係することに重点を置いて、次回に共有させていただきたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、ここから資料はございません。自殺の実事例を分析し、そこから自殺予防と自死遺族支援の手がかりを得るために、自殺の心理学的剖検の実施が望まれますが、それは不幸にして中止されたままになっています。その結果、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下で増加した自殺については、マクロデータの分析は行われているものの、事例レベルでの分析は行われていません。

東京都立大学の勝又先生や私どもは、2017年1月から2020年12月の4年間に生じた自殺事例のうち、警察協力医が匿名化・データベース化して保存しているデータを基にして、パンデミック前後で比較を行いました。その結果、パンデミック前に比べて、パンデミック後のほうが女性の割合が有意に高いことが分かりました。また、精神障害の重複診断があった人の割合が、パンデミック後で有意に高くなっています。このことから、コロナ禍で増加した女性の自殺者の背景に、複雑化したメンタルヘルスの問題が関与していることが示唆されました。

より精緻な分析が必要とされますが、コロナ禍における女性の自殺の増加は、単に非正規の女性が失業に追い込まれて自殺をしているのではなくて、コロナ禍前から抱えている課題が、コロナ禍においてより複雑化、顕在化しているかもしれないことを考える必要があると考えております。

3つ目です。前回、多重債務に追いやられている人の特性の分析が必要ではないかとお

話させていただきました。私たちのセンター等の業務からも、障害を持つなどの脆弱性のある人が多重債務の被害に遭いやすいことが懸念されます。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、権利の実現のための措置等について定めた条約です。この国内法整備の一環として、平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されています。

近年、障害のある人に対する情報保障の重要性が指摘されていますが、障害のある人の多重債務の被害防止のため、情報保障の観点が必要と考えております。さて、被害防止のためには、多重債務被害者の中に、どのくらい、どのような障害の人が含まれているかを含めて、被害者の分析が必要です。しかし、前回お聞きしたところでは、多重債務の被害者に対する分析は存在しないとのことでした。現在の対策は、加害者の悪質性、手段の悪質性と、その防止対策はありますけれども、被害者の特徴を踏まえたきめ細かな対策は少ないように思われます。関係者の協力の下に、小さい規模の調査で構いませんので、被害者の特徴を分析してはいかがでしょうか。私どもも何かの協力ができるかと思います。

WHO、世界保健機関は、自殺対策を、全人口を対象となるターゲットとする全体的予防介入戦略、脆弱性の高い集団をターゲットとする選択的予防介入戦略、特定の脆弱性の高い個人をターゲットとする個別的予防戦略に分け、それらを組み合わせることが重要であると指摘しています。多重債務が減少してきた中、選択的予防介入戦略、個別的予防介入戦略の推進を図るため、被害者の分析と情報保障などについて、ワーキングなどを設置して検討していただけたらと考えております。

以上です。

○山本座長 竹島構成員、ありがとうございました。

続きまして、新里構成員、よろしくお願ひいたします。

○新里構成員 新里でございます。

私の資料1を見ていただきまして、いつも報告させていただいております自己破産の動向の推移と月別の推移を見ていただければと思います。

令和3年の年末では、6万8240件、前年に比べて95.2%でございました。そして、今年に入りまして、8月までのデータでございますけれども、4万7366ということで、前年比94.2%になっております。

それから、2枚目の資料2を見ていただけますでしょうか。これは、個人再生のデータでございます。令和3年の末時点では1万1249件、前年比87.6%。そして、今年の8月の時点では7278件で、前年比86.4%という格好で、多重債務の指標としてのこういう法的な処理については、減少傾向であるという格好に見えるかと思います。

次のページをお願いします。これも例年お出ししているものでございますけれども、2018年が1つのピークで、先ほどのカードローンと消費者金融の貸付けの合計数が増えていて、それを前後して下がっているという状況が見えてきている。その意味では、この貸付けの量の問題と破産の件数というのは、連動性があるということが分かると思います。

では、どうなっているのかというと、先ほど厚労省のほうから説明いただきましたけれども、特例貸付の償還期を来年1月から迎え、その貸付額が1兆4,000億程度ということからすると、これが銀行のカードローンと消費者金融を足すと10兆を超えるという規模になりますので、この償還の処理のところをきちんとしないと、多重債務の問題として大きくクローズアップされかねないと思っています。ですから、先ほど厚労省の余語さんの方から御説明いただきましたけれども、対策というのは極めて大事と思っております。

そして、資料4でございます。これは、本年10月6日付の日弁連の会長声明でございます。「特例貸付の償還免除範囲の抜本的拡大と支援体制の整備を求める会長声明」でございます。ここでも、累計の貸付け334万人で1兆4,242億円という先ほどの数字を指摘させていただいております。先ほどの免除の御説明でも、貸付けの年度ごとで償還を何度かにわたってしなければならない格好になっていて、一括で償還すべきではないのかということが述べられております。

そして、次のページをお願いいたします。御説明は、東京都に100万程度、地方都市で80万ということで、それ以下の免除というのはハードルがかなり高いのではないかという御指摘もいただいておりますので、ここについて、住民税非課税に当たらない者についても、償還免除を認めていくことが必要になってくるのではないかなと思っています。

それから、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業を任意事業から必須事業にすべきではないかという点も指摘させていただいておりますし、これについて何か補足があれば、厚労省のほうから御説明していただければと思いますけれども、相談体制をきちんとしていくなければならない。日弁連としましても、各単位会にマニュアル等を配布しながら、相談体制をきちんとやるようにということで取り組んでいきたいと思っていますけれども、まさしく貸付けでコロナ対策を担ったところが、後で批判されかねない状況です。

ですから、免除のところ、多重債務者がきちんと相談窓口に結びつくような形で、私たちも、司法書士会の皆さんも、いろいろな形で協力しながら取り組んでいければと思っています。その意味では、来年が正念場かなという思いを抱いているところでございます。取組について、日弁連として厚労省のほうにも要請に行かせていただきましたけれども、追加で取組等があれば、厚労省のほうから御説明いただきたいということです。

それから、1つ、猶予のところで、自立相談機関での意見書がある場合について猶予するということがあるので、これは徹底されるのかどうかについても、ちょっと御回答いただければなと思います。

以上でございます。

○山本座長 新里構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、野崎構成員、よろしくお願ひいたします。

○野崎構成員 日本司法書士会連合会の野崎と申します。よろしくお願ひいたします。

当会からは、資料7であります。日司連では、12月3、4の両日にわたりまして、全国の司法書士会の協力も得まして、36時間のLINEと電話の相談会を行いました。その際のチ

ラシがこの黄色のものであります。電話相談においても、LINE相談においても多くの相談をいただきました。特に、深夜帯にはかなり深刻な相談もございまして、件数的には二百数十件、決して物すごく多かったということではないかもしれません、やって非常によかったですなという内容でございました。

この相談会の結果を受けまして、各地で既に司法書士が日常受けております債務に関する事件も含めて、コロナに関連した融資の返済を契機として、既に抱えておられるほかの債務も含めて、返済困難に陥る方が今後増大していくだろうということを考えまして、法的手続を通じた生活再建の支援をするために必要な要望ということでお示ししたいと考えまして、今回の「コロナ禍における債務整理についての意見書」というものを資料として出させてもらっております。

この緊急小口や総合支援資金につきましては、一時的に生活の助けに非常になったということで、有効な手段だったかなと思っております。ただ、まだまだ生活が改善しないという状況の中で、償還開始ということによって、償還免除の対象にならない方にとっては、生活が困窮することは明白だろうと思います。かといって、何でもかんでも免除対象とてしまえばよいということでは、社会の理解もなかなか難しいだろうと思います。

「そこで」というところですが、法テラスの法律相談援助を利用した弁護士さん、それから司法書士の相談を受けるということについて、これを活用したスキームを提案しておるところでございます。法テラスの援助基準を利用するということで、一定の制限はかかります。意見書の第3の部分であります。黒ポチが真ん中ぐらいから始まりますが、この点のところに具体的なスキームとして示しております。

まず、法律相談援助が利用できるということは、収入的には生活保護レベルとまではいきませんが、決して多くはない方であろうということになります。次に、その方が弁護士さんや私たちが専門家として相談を受けたときに、総合的に他の債務のことも考慮して免除相当と判断した場合には、そういう書面を出そう。それをもって社協のほうに申請していただくことによって、社協として、これは免除としてよいといったスキームがつくれないかということを考えております。

プラス、必要に応じてというところではありますが、引き続き法テラスの援助を利用した債務整理を行っていく。冒頭申し上げたとおり、ほかに債務を抱えておられる方は非常に多いというのが実感でございます。そういう形で、その方の生活再建がしっかりとできるようなスキームとしてできないかということを今、考えておりまして、今日、御提案という形になっている。

次に、意見書の第4の部分については、繰り返し述べておるところではございますが、一部の貸金業者さんとかクレジットの業者さん、サービサー等が、相変わらずと言ってはあれですが、債務整理・任意整理の際に一括償還や短期間での償還を求めてこられるということ。それから、将来利息の付加等を強く要求されるということがあります。従来から尊重してきた、任意整理統一基準に基づく任意整理に応じてもらえないというケースが

散見されるということについて、監督各官庁にて指導を行っていただきたいという要望でございます。

間違いなく債務整理を必要とする方は増えてきますし、関係機関との連携ということも随所に出てきます。先ほど新里先生もおっしゃっておられましたが、司法書士会としても、各機関の一部と連携しながら、有効な手段としていろいろなことを提案していきたいし、具体的に相談にも応じていきたいと考えておりますので、万が一、一部の方でも任意整理に応じていただけないということがあると、これはまさに生活再建が困難になってしまうというところで、そうならないようによろしくお願ひしたいというものでございます。

私から、意見書の内容についての説明は以上でございます。

○山本座長 野崎構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、松本構成員、お願ひいたします。

○松本構成員 全国銀行協会の松本です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。2ページを御覧ください。まず、全国銀行ベース、110行になりますけれども、銀行カードローン残高の推移であります。2022年9月末の残高は3兆5,260億円となっておりまして、前年同月比、9月末比ということになりますけれども、2.7%減となっております。

業態別の内訳、図1のとおりでございます。こちらの推移もいずれも減少しているというところであります。

3ページを御覧ください。カードローン専用相談窓口における相談等の受付状況であります。2022年度につきましては、10月末時点で62件の相談を受け付けております。分類といたしましては、引き続き返済困難に関する御相談が多い状況であります。消費生活相談員などの資格を有する相談員ですとか、専門のカウンセラーが返済方法のアドバイス等に対応しているところであります。

4ページを御覧ください。こちらは、多重債務防止啓発に関する取組であります。内容につきましては、前回と同様ですので、詳細な御説明は割愛させていただきますが、毎年5月に実施されますギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせまして、本年度も動画の配信を行っているところであります。

5ページを御覧ください。こちらも多重債務防止啓発に関する取組であります。毎年11月に、日本クレジット協会様、日本貸金業協会様と実施しております共同キャンペーンに合わせまして、本年度も電車内の広告を実施しているところであります。

6ページを御覧ください。こちらは、成年年齢引下げに関する取組でございます。こちらも内容は前回と同様ですので、詳細は割愛させていただきますが、全銀協では、本年2月に、若年者が過大な債務を負うことがないように、配慮に欠けた広告・宣伝の抑制や、健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備、これに対する申合せを決定いたしまして公表しているところであります。

続く7ページを御覧ください。こちらも成年年齢引下げに関する取組でありますが、全

銀協では、本年3月に、左側ですけれども、成人になって変わることの留意点や、お金との上手なつき合い方を分かりやすくまとめた特設サイト「成年年齢引下げとお金のだいじな話」を公開しております。

また、右下にありますけれども、YouTubeの全銀協公式チャンネルでも動画を配信しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

また、8ページですが、こちらも特設サイトの概要を取りまとめたチラシを制作しているほか、若年者を対象とした広告活動を実施いたしまして周知に努めているところであります。

9ページを御覧ください。これは、全銀協が実施している「どこでも出張講座」であります。本年度の上期は、非対面のオンライン講義を中心に、トータル52件、3,801名の方々を対象に実施したところであります。

10ページは、教材を掲載しております。また後ほど御覧いただければと思います。

11ページにつきましては、スマホアプリ等の取組であります。こちらもまた後ほど御覧いただければと思います。

最後の12ページであります。こちらは、現在検討中の施策を御紹介させていただきます。金融リテラシー向上の観点から、昨年度に引き続きまして、全銀協ウェブサイトに期間限定の特設サイトを設置する予定であります。本年度は、若年層中心に人気があります「リアル脱出ゲーム」というのがあります。こちらを運営するSCRAP社というところとコラボレーションいたしまして、家計管理と資産形成について基礎的な知識を学びながら、なぞ解きで自身の習熟度合いを試せるようなオンラインコンテンツの提供を予定しております。来年、2023年2月の提供を予定しておりますので、こちらにつきましてもぜひ御覧いただければと思っております。

私からは以上であります。

○山本座長 松本構成員、ありがとうございました。

続きまして、村上構成員、よろしくお願ひいたします。

○村上構成員 今、御紹介いただきましたグリーンコーポの村上です。よろしくお願ひいたします。

まず、1ページですが、平成29年～令和4年度、6か月を経過しましたので、2倍で年間予測を出したデータを基に御紹介したいと思っています。

2ページを開けていただきよろしいでしょうか。相談時の主訴は、家計関係が引き続き多いということです。

3ページすけれども、面談の結果としては、この6年間で債務整理がやや減少しています。そして、家計の見直し関係が非常に増えてきているという傾向になっていきます。

4ページは、セーフティネットの貸付けになります。真ん中に相談者の状況として、自己破産とか任意整理、遅延情報と書いておりますけれども、基本的にはブラックリストに載っている方を対象にした貸付けになっておりますので、詳しくは見ていただきたいと思つ

ています。

5ページの最後のほうになりますけれども、現在、一番下に書いているのですけれども、今後、コロナ禍に伴って収入がどのように回復していくのかということもありますが、先ほどから話題になっております特例貸付の返済も始まります。したがって、今後、社協さんの貸付け関係から外れてしまう場合、収入額を一定超えてしまう。その後、生活資金が必要になったときに、多重債務者には債務整理を行って、その後、どのように支援してもらってとか、申請ができるかというのが、とても大きな課題だなと思っているところです。

6ページ、男性より女性の割合が増えていきます。

年齢は、60歳以上が非常に増え始めました。

相談者の職業については、ここ2年ぐらい、給与所得者がやや減っていて、コロナの関係だと思います。自営業の方が増えて、無職の方が増えた傾向と見ていただければと思います。

8ページ、相談者の債務残高も前回と変わらないですけれども、100万～200万の方の割合が、このコロナ禍においても多かったということです。

9ページ、債務原因ですけれども、多重債務の原因としては、収入が減ったということです。あと、生活費・教育費の不足を補うために借入れをした。あと、御本人や家族の病気のために必要なお金を準備したといったことが、要因として、この間、同様に増加しているところです。

10ページ、相談者の年収ですけれども、100万～200万円以内の方で苦しいという方が継続して多い。

11ページ、家族を含めた年収については、300万まで広がってしまうと見ていただければと思います。

12ページは、相談のきっかけ、相談の入り口ですけれども、他部署、他機関。生活再生事業をやっているのですけれども、生活困窮者自立支援の自立相談支援事業との連携がスタートしてからは、そちらのほうからの入り口が非常に増えてきています。

13ページは飛ばさせていただいて、14ページ。いろいろな相談を受けますけれども、どこと連携しながら支援するのかといった場合に、弁護士さん、司法書士さんは当然ですね。それと、家計関係の支援。あと、ハローワークさん、仕事がないので転職したいとか、そういったことです。あとは、医療機関、病気になっていらっしゃる方が多い。そして、年金のこと、滞納税の分納相談もしなければいけないというような、様々な機関と連携しながら支援を進めているところです。

15ページからは補足資料になりますけれども、オールグリーンコープでは、九州管内を中心に生活再生の相談室があるのですが、同じような事業をやっているところも進捗状況が数字で上がっていますので、これは見ておいていただければと思います。

16ページ、自立相談支援事業はグリーンコープふくおか、熊本、長崎の3県やっていまして、進捗状況は見ていただければと思っています。

同様に、17ページ、家計改善支援事業について、「かごしま」から「ひろしま」、「おかげやま」、「ひょうご」までやらせていただいているので、これも見ていただければと思います。ただし、8月までは少し少なかったのですけれども、10月、11月、12月にやや増加傾向になっているようです。

最後のページですけれども、被保護世帯の家計改善支援事業についても、幾つかの市でさせていただいているので、これも参考に見ていただきたいと思います。

ここには書いておりませんけれども、今後、靈感商法の被害者も含めた多重債務ということも、しっかりと押さえながら支援していくことが必要になるのではないかと思いますので、その辺りの情報があれば、適宜、全体に届けていただければありがたいなと思います。

以上です。

○山本座長　村上構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告を踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じますが、今回もリモートでの開催ということですので、恐縮ですけれども、今まで御発言いただいている構成員の方、もし御発言があれば順次お願ひしたいと思います。恐縮ですが、御発言の際は、時間の関係上、お一人3分程度でお願いしたいと思います。

まず、重川構成員、もし御発言があればお願ひいたします。

○重川構成員　よろしくお願ひいたします。重川でございます。

御説明いただいた内容についての質問ではないのですけれども、借入れに関わって2点、御検討をお願い申し上げたいと思います。

まず、第1点目ですけれども、多重債務の予防について、関係省庁をはじめ、先ほども構成員の方たちからお話をあったように、様々なところで予防的な啓発が行われております。とりわけ、成年年齢引下げを受けて、一層取組が広がっています。日本クレジット協会さんが成年年齢引下げで、新たに成年になる18歳と19歳との契約について、2021年に会員企業に調査を実施されていますけれども、その調査によると、クレジットカード契約の申込時や交付時に仕組みや注意点を個別に説明を行っているのは、半分程度ということになっております。また、今後についても、45%程度は実施の予定はないという回答になっています。

クレジットカードの仕組みにつきましては、学校教育の中では、高校だけでなく、中学校でも指導するようになっているのですけれども、申込みや交付時点での仕組みや気をつけるべき点の確認は、まさに自分ごととして情報を受け止めることができる非常に重要な機会と思われますので、一層の取組推進の働きかけをお願いできればと思っています。

もう一点は、就学支援の給付に関わる点です。就学支援の制度が拡充されており、教育費の減免や納付の猶予なども行われています。ただ、必ずしも全ての学校において納付猶予が利用できないため、家計状況の厳しい世帯では、一旦借入れを利用しなければならな

いような状況も見受けられます。このような状況が、高等学校や高等教育機関の入学者の中でどの程度生じているのか、私自身、承知していないのですけれども、生活福祉資金の教育支援資金貸付けであれば、無利子で借りられるものの手続が必要になってきます。現在は、文科省から学校に対して納付猶予の依頼なども行われているようですけれども、さらなる推進や、高校入学者向けの減免制度の予約のような、借入れを回避できる方策を今後検討いただければと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、浜田構成員、もし御発言があればお願ひいたします。

○浜田構成員 経済アナウンサーの浜田でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、意見、そして質問がございます。

まず、意見からですが、前回の第19回の懇談会で、最近はスマートフォンなどの買取りを装って現金を前払い、また後に高額の違約金を請求する手口の被害が増えており、被害防止のためにも具体的な事例をもっと示して、また成年年齢引下げを踏まえ、若年齢層がヤミ金融に手を出さぬよう、さらに広い世代に向けて関係省庁が連携され、啓発強化を継続する必要があると考えている旨、お伝えしたのですが、スマートフォンなどの買取りを装って現金を前払いして、その後に高額な違約金を請求する行為、いわゆる先払い買取現金化です。

実態としては、スマホの売買を仮装した金融行為ですので、貸金業法などの法律による取締りが必要ではないでしょうか。あるいは、法律の網をくぐる脱法行為であれば、それを防ぐための法令の改正ですか、摘発して判例を積み上げることも必要でないかと考えます。

次に、金融のハイテク化によって、新たな貸出手法の出現についても議論に加える必要が出てきているのではないかとお伝えしました。その中でも、AIの融資についてですが、AI審査はブラックボックス化しやすいですから、過剰貸付けとなることを防ぐ観点から、人間のチェックが必要ではないかと考えています。特に、AI自体、まだ発展途上の技術ですので、日々の運用ではAIを活用しながらも、問題があればすぐに人間が対応できる体制を業者側に求める必要があるのではないかと考えています。

いずれにしましても、教育が大事であって、例えば先払い買取現金化などについて、取り分けて学生の方々にも向けて啓蒙することが必要かと思います。AI融資についても、事業者に対して、その利用方法と課題について啓蒙する方法を組み込んで検討する時期に来ているのではないかと考えております。

次に、警察庁の御担当者より、資料2を基に説明いただきましたヤミ金融事犯の検挙状況についてですが、検挙件数については、緩やかながら、年々右肩下がりにはなっているのですが、手口も巧妙化していて、しっかりした広報、周知、摘発が必要と考えます。いまだにテレビの刑事ドラマを見ていますと、ヤミ金融のシーンで、刑事は民事不介入と演

じられていることがあるのですけれども、取材している中でも一般の方が誤解されているようなのですね。警察庁、金融庁を中心にヤミ金対策を行っていますけれども、まだ一般の方々が、何がヤミ金で犯罪なのか。お金の問題、警察に相談していいのか分かっていないのでとは懸念しております。より一般の方に広く理解いただけるように、広報が必要なのではないかと考えております。

そして、金融教育についてですが、先ほど重川構成員からもお話をありました。高校の家庭科で金融教育に関する事項が指導要領に明記されたのですが、実態は、取材している中で、クレジットカードのパンフレットを配布して、君たちは使わないようにと指導していることがあると聞いているのですね。18歳の成人に、クレジットカードの機能、また利便性、危険性を分かりやすく、広く伝えていくことは必要不可欠であると考えております。

ここからが2点御質問ですけれども、金融庁の御担当者の方、事実関係の確認をしておきたいのですが、消費者金融の契約が店頭からスマートフォンに移ってきてているという一部報道がありますけれども、金融庁としてどういう実態把握をされていらっしゃいますでしょうか。また、安易にスマホ契約できるので、どう対策しているのか、伺えればと思います。

もう一点ですけれども、先ほど金融庁御担当者、消費者庁御担当者、資料1で御説明いただきました、貸金業者等におけるカードローンに係る求償権残高についてなのですけれども、カードローンのうち、貸金業者が求償権残高、2019年度末から右肩下がりという御説明ありましたけれども、2012年度から10年で倍増しているのですね。この点を懸念しています。貸金業者が厳しい取り立てをしない方策を講じていらっしゃるかどうかというところもお伺いしたいと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、渡邊構成員、お願ひいたします。

○渡邊構成員 渡邊です。いろいろ御報告ありがとうございました。

当協会でも週末相談を行っておりますが、多重債務・金融関係におきましては、ストレートに生活が苦しいという御相談が散見されます。また、ギャンブルについても、それから多重債務の相談の方法についても、件数は今のところ特に増えているとか、多いわけではございませんが、気になるところではあります。契約を元にした相談を受けておりますので、見てみると、18歳、19歳、いわゆる新しく成人になった方についての御相談については、クレジットや貸金業との関わりが特に目立つということは、今のところはございません。

ただ、20歳を過ぎた若年層の方について、先ほどもありましたように、簡単にスマートフォンでお金が借りられるようになり、事業者に誘導されて、うその申告をして簡単に借りてしまうとか、複数の貸金業者さんに、同日に、当然、本人としては貸金業の規制を超えたお金を簡単に借りられるようになっているという相談が入っていまして、どのように

しているのか、御本人からなかなかうまく聞き出せないですけれども、厳しいチェックができるような体制を取っていただければと思います。

いわゆるネット社会になってしまいまして、高齢者の方もそういうデバイスを使うようになってしまふのですけれども、ウェブ上の契約は、契約するときはタップすればいいだけで非常に簡単なのですけれども、どういうふうにして解約していいかとか、その仕組みがどうなっているかということが全くお分かりにならないまま、いろいろな契約をなさってしまう。その辺りの啓発というのが本当に必要だなと思っています。

それから、コロナ禍の融資とかの返済方法について、免除や延期していただくということは、とてもありがたいことだと思いますけれども、何でもかんでも免除というわけにはいかない。借りたものはきちんと返すというところを前提としていただきたいと思いますし、私ども、困ったときに一番最初に取りあえず聞いてみようという窓口として、消費生活相談の窓口があるのですけれども、そういうときにそれぞれの人に合った適切な専門の窓口を御紹介してさしあげられるようにしたいと思いますので、受け入れの体制も御検討いただければと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

以上で、各構成員からの御意見をお伺いしたかと思いますが、その中で省庁に対する御質問、新里構成員、浜田構成員から、あるいはほかにもあったかもしれません、御質問があったかと思います。これについて各省庁からお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金融庁（小畠） 貸金業室長の小畠でございます。

まず、カードローンに係る求償権残高について、浜田構成員から御質問がございました。御承知かもしれません、この求償権残高は、銀行カードローンの利用者が何らかの理由で返済ができなくなった場合に、保証会社である、この場合は貸金業者でございますけれども、貸金業者が利用者に代わって銀行に返済した額でございまして、2011年以降、低金利環境を背景にカードローン残高が増加することに伴って、求償権残高も増加してきたという背景がございます。

令和元年6月の当懇談会におきまして、当時の構成員の方から、銀行カードローン残高は横ばいと言われるのだけれども、求償権残高も加えないと本来の姿が見えないのでないかという御指摘を受けて、以降、資料としてお示ししているところでございます。そういう意味では、7ページの銀行カードローン残高に、8ページのカードローンに係る求償権残高を同時期で足し合わせますと、2018年3月末の6.1兆円をピークとして、足元5.1兆円まで徐々に減少しているということも見てとれるのかなと思っております。いずれにしても、金融庁としては引き続き注視してまいりたいと思っております。

続きまして、先ほど浜田構成員、それから渡邊構成員からも、最近の消費者金融におきまして、スマホ1つで手軽に借り入れが可能ということになっているのだけれども、これに

について金融庁は何か対策をしているのかということでございます。スマホを用いた手軽な借入れの増加による多重債務者の増加の懸念という御指摘の声は、金融庁としても承知しておりますところでございます。

これについては、先ほど渡邊構成員からも少しお話がありましたけれども、2点あると思っております。

まず、1点目としては、借入手続が手軽か煩雑かということにかかわらず、多重債務の発生防止のため、貸金業者においては、過剰借入れ、過剰与信防止に関する貸金業法の規制、例えば返済能力調査の義務、過剰貸付けの禁止、誇大広告の禁止、書面で貸付けの利率とか返済回数・期間を明記したものをちゃんと交付しなさいという義務が課されておりまして、こうした規制の遵守・徹底を図ることが重要ではないかと考えております。このような観点から、適切に貸金業者のモニタリングを行うとともに、多重債務者数の動向にも注視しつつ、引き続き多重債務対策に取り組んでまいりたいと思います。

2点目としては、これは浜田構成員からもお話が以前からあるとおり、小学生くらいから高齢者に至るまで、様々な階層に対して、実践的な金融リテラシー教育を行っていくことも重要と考えております。この点に関しては、金融庁、財務局では、学生、一般社会人向けに金融リテラシーに関する出張講義といったものも行っていますし、若年者向けのうんこドリルキャラクターを活用した注意喚起といったものにも取り組んでおります。金融庁としては、若年者に限らず、様々な方が過大な債務を負うことがないよう、引き続き関係省庁や業界団体とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、これは御質問ではなかったかもしれません、野崎構成員から、任意整理統一基準の遵守の関係でお話がございました。これについて、一般論としては、貸金業者においては、任意整理における一連の各種手続を段階的、適切に執行するための体制を整備するとともに、手続の各段階で債務者からの求めがあれば、その客観的・合理的理由を説明することが重要だと考えております。

金融庁においては、これまでの本懇談会において野崎構成員から御提出のあった、任意整理統一基準遵守等に関する日本司法書士会連合会の要望書につきまして、貸金業者を監督する財務局及び都道府県に対しまして、これを連携するとともに、問題となる事案があれば当庁に報告するよう周知徹底をしております。各貸金業者において、仮に問題となる事案が認められた場合には、適切に指導・監督してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○厚生労働省（余語） 続きまして、厚生労働省生活困窮者自立支援室から回答させていただきます。

新里構成員、野崎構成員のほうから、特例貸付の償還免除あるいは償還猶予について御提案、御質問をいただきました。

まず、新里構成員からいただきました家計改善支援事業の必須化についてでございますけれども、現在、生活困窮者自立支援制度、それから生活保護制度について見直しを行う

べく、審議会のほうで議論を行っております。その中でも、家計改善支援事業の必須化については御意見をいただいているところでございます。現在、審議会において中間まとめを取りまとめるよう、作業をしているところでございますが、引き続き、さらに検討すべき事項、あるいは自治体等関係者との調整がございますので、最終的な成案を得られるよう検討していくこととしております。

それから、特例貸付の償還免除・償還猶予の関係でございます。この貸付け、もともと制度が始まったときから、償還時にお收入の減少が続く住民税非課税世帯の方については、償還を免除することができるようになりますというアナウンスをして実施してきておりまして、現在、先ほども申し上げましたように、令和5年1月から始まる償還分については、令和3年度または令和4年度が非課税の方については償還を免除するということで、手続を行っている途中でございます。

このほかにも、先ほどもちょっと説明しましたように、事後でも償還免除ができるような要件を幾つか定めております。また、償還免除には至らないけれども、なかなか償還が難しい方については、償還猶予ということも、今回、周知させていただいたところでございます。1月以降、まずはこういった償還猶予等の状況等も見ながら、償還できない方、苦しい方については、猶予をしながら、生活再建に向けた支援をしっかりとしていくという取扱いをさせていただきたいと考えております。

それから、自立相談支援機関での猶予を徹底させるのかという御指摘ございました。今、自立相談支援機関のほうにも、そういった形で猶予が適切な方については、意見書を出していただくようお願いしているところであります。また、社協と自立相談支援機関の連携については、自治体にもしっかりと間に入っていただいて連携できるように調整をお願いしている。併せて、そのための体制強化についても、今般の補正予算によって調整させていただいたということでございます。いずれにしましても、来年1月以降、個々の状況に応じて様々な相談が来ようかと思います。その中では、弁護士会さん、また司法書士会さんとも連携させていただきながら、必要な支援が受けられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○山本座長 ありがとうございました。

あと、法務省のほうからも発言希望がありますので、よろしくお願いします。

○法務省（大西） 法務省の司法法制部付の大西と申します。発言の機会をいただいて、どうもありがとうございます。

野崎構成員からの御意見について、1点だけ発言させていただきたいと思うのですけれども、法テラスの活用スキームという御提案に対してです。貴重な御意見、どうもありがとうございます。法テラスでは、資力の乏しい方に対して、弁護士や司法書士の方の無料法律相談等を実施しているところではございますけれども、御提案いただいた活用スキームに関しては、主眼は法テラスの活用ということの前に、弁護士とか司法書士の方に緊急小口資金等の償還免除の判断権限を与えるというところに主眼があるように感じております。

す。

この点については、所管されている厚労省様の御意見を伺うべきところなのかもしれないですけれども、感覚的にはそもそもこれが可能なのかなと考えておりますし、もし可能だとしたときに、そのまま日弁連や司法書士会連合会との間で、この償還免除の判断とか文書の発行の方法とか報酬の在り方について詰めていくという話になると考えております。

その先に法テラスをどう活用するかという話になってくるかと思うのですけれども、その点につきましては、法テラスで行っているのは法律相談ですので、償還免除の可否の判断、文書の交付というのをその枠組みで行っていくのは、いろいろと課題もあるのかなというところが問題意識としてございましたので、特にこの場で何か是非を述べるものではないのですけれども、問題意識の提供ということで発言させていただきました。

法務省からは以上です。どうもありがとうございました。

○山本座長 ありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

○消費者庁（植田） 消費者庁です。

先ほど村上構成員から靈感商法についての御発言がございましたけれども、消費者庁から情報提供とお願いをこの機会にさせていただければと思います。

旧統一協会の問題を契機といたしまして、消費者庁はさきの国会に、寄附の不当な勧誘の防止に関する法律を提出いたしまして、12月10日に成立を見たところでございます。来年1月5日から施行予定でございます。この法律の内容でございますけれども、寄附の勧誘を行うに当たりまして、法人等が配慮すべき配慮義務でありますとか禁止行為について規定しておりますけれども、この懇談会の関係でございますと、寄附を勧誘するときに借入れ等による資金調達を要求してはならないということを、今回、規定しております。

この多重債務の中でウェイトは低いかもしれませんけれども、多額の寄附を求められ、借入れを求められるということで生活が困窮・破壊されているという事例が今回、数多くありましたので、こういう規定を設けさせていただいております。また、この件につきましても、この懇談会を通じましても情報交換をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

あと、竹島構成員からチャットで、障害を持つ人の被害防止の情報保護、さらに、そもそも障害を持つ人の被害、脆弱性の高い人が被害に遭うという状況があるのか、可能な方法で調査を行うことについてのコメントもいただけますと幸いです。私も障害関係で情報を得ていますという御発言といいますか、チャットがありましたら、これについて事務局のほうからコメントいただける点はあるでしょうか。

○金融庁（満永） 金融庁でございます。

竹島構成員から御発言、御要望のありました障害を持つ方の調査に関しましてですが、

前回の多重懇で提起されました多重債務者の属性分析、特に5件以上の借入れの方に対する属性分析でございますけれども、現在、これを受けまして、貸金業を利用する方に調査を行うべく準備を進めているところでございます。この調査では、貸金業を利用する方々の年齢層、所得層など、なるべく広く調査を行いまして、その中で多重債務者の属性を見出せないかと考えております。このため、前回、多重懇の御提案の中にありました多重債務者の属性分析に当たりましては、まず利用者全体の像を把握した上で、多重債務者の特徴を見出して、必要な対応策を考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

竹島構成員から御提案がございました障害を持つ方の件に関しましては、貴重な御意見として参考とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。おおむね予定していた時間になりましたが、もし他に補足いただけたことがあれば御発言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、時間にもなっていますので、ここで意見交換については終了したいと思います。皆様から多々貴重な御意見、御指摘をいただいたと思いますので、関係省庁等において御活用いただければと思います。ありがとうございました。

私自身の感想ですけれども、今回も前回から引き続きまして、多重債務者の状況、件数あるいは借入額等について、それほど大きな変動はなかったものと思いますし、法的整理の件数も緩やかに減少しているという御指摘がありました。また、今年の4月の成年年齢引下げの影響につきましても、現段階では大きな問題は生じていないということであったかと思います。

他方で、複数の構成員から御指摘がありましたように、特例貸付等の償還が始まるということで、来年が正念場だというお話もありましたけれども、引き続き情勢を注視していく状況にあるということは間違いないところだろうと思います。

他方で、仮に件数が横ばい状況であるとしても、果たして現在の件数というのが、そもそもどうなのか、相当なものなのかということも考えていく必要があるのではないか。これは、前回、たしか杉浦構成員から御指摘がありましたし、今も竹島構成員から多重債務者の特性分析というお話があり、事務局で一定の分析等を行っていくというお話もございました。そういう個々の多重債務が発生している状況というのを深掘りしていくという作業も、引き続き必要なではないかということを感じた次第であります。そういう意味では、来年に向けて、引き続き、懇談会においても議論を続けていただければと思います。

それでは、本日の議事は私の不手際で時間が超過してしまいましたが、以上とさせていただきます。

ここで、進行については事務局にお返しいたします。

○消費者庁（尾原） 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき、ありが

とうございました。

次回の開催につきましては、別途調整の上、事務局から御連絡をさせていただきます。  
それでは、これにて第20回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。